

ソ連の經濟改革の基本法令

—— 党と政府の合同決定「工業生産の
計画化の完成と經濟的刺戟の強化について」(下) ——

直川 誠 蔵 訳

解題

工業生産の計画化の完成と經濟的刺戟の強化について

(ソ連共產党中央委員会およびソ連閣僚會議の決定、第七二九号、一九六五年一〇月四日付)

前文

第一章 工業の計画化の改善および企業の經濟的自主性の拡大

について(第一条~第一条)

第二章 企業の經濟的刺戟の強化および經濟計算制の強固化に

ついて(第一二条~第二四条)

以上前号
以下本号

第三章 企業活動の改善に対する従業員の物質的関心の強化に

ソ連の經濟改革の基本法令

ついて(第二五条~第三九条)

第四章 工業の發展における信用の役割の向上について(第四

〇条~第五一条)

第五章 工業生産物卸売價格の完成について(第五二条~第五

六条)

付則(第五七条~第五八条)

結語

(一) 以下の文中において、「……」は、原文にはない
が便宜上訳者のつけ加えた箇所を示す。

(二) (……) は、原文でもこの記号が用いられている
場合、または訳者が原語を示す場合、のどちらかか
ある。

第三章 企業活動の改善に対する 従業員の物質的関心の強化について

〔労働支払方式の改善、賞与等の重視〕

第二五条 生産効率の向上、生産物の品質の改善、生産物実現量および利潤の増大に対する工業企業従業員の物質的関心を強化する目的で、彼らへの労働支払(оплата труда)において企業活動の一般的成果の改善に直接に依存する部分を増大することを必要と認めること。

これに対応して、賃金定率(定額)(тарифные ставки (оклады))の集中化方式による定期的再検討と共に、労働者(работчие)、技師・技術従業員(инженерно-технические работники)および職員(служащие)の賃金における賞与部分(доля премии)をたかめ、また同様に物質的奨励フオンドの一部をもちいて企業活動の年間の一般的成果の改善に対する従業員への褒賞金支払(выплата вознаграждения)を導入すること。

従業員の物質的奨励のために企業に残される利潤額の、利潤および生産の収益性の成長に応じた増大を計画に規定すること。

〔物質的奨励フオンドへの各種の控除〕

第二六条 物質的奨励フオンドの中へ、利潤からの控除のほかに、賃金フオンドによって労働者(работчие)に支払われる賞与の総額が含まれるものと定めること。

生産物の品質向上に対する従業員の関心を刺激する目的で、生産物の品質改善のための価格割増分(надávка к цене)から得られた利潤の一部、また同様に、新しい高度の品質の、改善された国民的消費商品(товары народного потребления)の実現からの利潤の一部を、定められた規率に従って、企業の物質的奨励フオンドの中へ補足的に控除すること。

〔物質的奨励フオンドへの控除額とその標準指標〕

第二七条 利潤からの物質的奨励フオンドへの控除額は、標準指標に従い、年次計画に規定された生産物実現量(または利潤額)の増大および収益性水準に依存して決定される。標準指標は、「以下に掲げるものにつき」賃金フオンドに対する百分比において定められる：

「一」当該年次計画において規定された、比較価格(сопоставимые цены)における生産物実現量(または利潤額)の前年との対比における増大の各パーセントにつき。

〔二〕 年次計画に規定された、収益性の各パーセントにつき。

標準指標は数年間にわたり安定したものと規定され、また部門ごとに（必要な場合には部門内諸企業グループごとに）差等が付される。物質的奨励ファンドへの控除の限度額は定められない。

各企業に対する年次計画の指標の承認に際し、定められた標準指標に応じて利潤からの物質的奨励ファンドへの控除額が定められる。

計画のおよび事実的収益性の年間水準の計算に際し、計画年度の第二半期に導入される諸ファンドは基本的諸ファンドの価値に含められない。

物質的奨励ファンドの額は、総生産量における新生産物の比重のたかまりに際して増大される。

計画的欠損企業において、物質的奨励ファンドは欠損水準の低下（実現された生産物およびサービスの事実上の量に換算して）と生産物の原価ひきさげとによる節約（前年との対比における）の一部によって形成される。

〔物質的奨励ファンドへの控除の実施〕

第二八条 物質的奨励ファンドへの利潤からの控除は、生産物

ソ連の経済改革の基本法令

実現および利潤に関する計画の遂行（状態）についての資料から出発して、四半期ごとに、積算総計（四半期、半年、九ヵ月、一年）による（нарастающим образом）年初から過ぎ去った期間における活動成果によって行われる。

定められた規模における物質的奨励ファンドへの控除は、利潤ならびに計画に規定された品目表における生産物の実現に関する計画の、企業による遂行に際して行われる。利潤および生産物実現計画の企業による超過遂行に際して、物質的奨励ファンドへの追加控除が行われる。

利潤および定められた品目表における生産物実現計画の企業による不遂行に際しては、物質的奨励ファンドへの控除は縮小された規模で行われる。計画不遂行の際に、それに従って物質的奨励ファンドへの控除が縮小されるところの生産物品目表は、年次計画の指標の承認の際に上級機関によって企業に対して確定される。物質的奨励ファンドへの控除に関するその他の制限は定められない。

企業従業員の奨励のために四半期ごとに、物質的奨励ファンドへ入る資金の九〇%以内が支出されることと定めること。ファンドの残りの部分は年度末に、生産物の実現（または利潤）および生産の収益性に関する年度計画課題の企業による遂行を条件としてこの目的のために支出される。

長期の生産サイクルをもつ企業において、個々の四半期において生産物の実現が皆無であるかまたは僅少な量である場合には、物質的奨励ファンドへの控除は生産計画の遂行に依じて行われうる。

〔物質的奨励ファンドの利用目的〕

第二九条 物質的奨励ファンドは〔以下の目的のために〕利用されることと定めること：

a 定められる賞与制度に従った、労働者、指導者 (Руководящие)、技師・技術従業員および職員への賞与支給 (премирование) のため。

b 特に重要な生産課題の遂行に対する、すぐれた労働者、指導者、技師・技術従業員および職員の臨時的な奨励 (единовременное поощрение) のため。

c 年間成果による企業活動の一般的諸結果に対する労働者、指導者、技師・技術従業員および職員への褒賞金支払 (выплата вознаграждения) のため。

d 企業従業員への一時的援助の提供のため。
本条に示された方向に沿った物質的奨励ファンドの配分は労働組合組織の参加をえて企業管理部によって行われる。

〔賞与支給制度の導入とその運用〕

第三〇条 生産物の実現量または利潤量の増大、また同様に生産の収益性の向上に対する企業的全従業員の関心を保障する賞与支給制度 (система премирования) を導入すること。

企業の指導的従業員 (руководящие работники) および企業の管理機関の従業員は、生産物の実現または利潤に関する計画の遂行および超過遂行に対し、個々の部門および企業の特異性を考慮して上級組織によって定められる賞与支給条件の遵守に際し、賞与を支給される。個々の部門においては、指導者、技師・技術従業員および企業管理機関の職員のために別の賞与支給の指標が定められうる。

企業の部工場 (цехи)、職場 (служба)、および箇所 (участки) の技師・技術従業員および職員の賞与支給の指標と条件ならびにこれらの従業員に対する賞与の額は、企業の物質的奨励ファンドから分与される額の限度内で、労働組合組織との合意により企業長 (руководитель предприятия) によって定められん。

労働者への賞与支給は、工業部門ごとに承認される典型規程 (типовые положения) に基づき、労働組合組織との合意により企業長 (директор предприятия) によって定められる指標と条件に従って行われること。

利潤によって充分な物質的奨励フオンドが形成される活動成績のよい企業において、賃金フオンドから支払われる労働者に対する賞与は物質的奨励フオンドを用いて増加される。

賞与支給の指標、条件および規模は毎年、年次計画の承認の際に定められる。その際賞与の支払における多様な条件および制限が許容されてはならない。

指導者、技師・技術従業員および職員への賞与支給は、月間または四半期間の活動結果によって行われる。

従業員の奨励に際して、個人的および集団的労働支払の額は、生産される生産物の量のみならず、質にも直接に依存しなければならないということから出発すること。物質的関心の原則と労働の結果に対する従業員の物質的責任とを結合すること。そのために、生産物の品質の改善の際における労働支払の上昇 (повышение оплаты труда) と並んで、企業従業員の責 (вина) による生産物の品質の悪化と不良品の産出に際しては労働支払を減らすこと。

〔賃金フオンドの超過支出と賞与との関係〕

第三二条 企業の管理機関の指導的従業員に加算された賞与は、企業全体に関する賃金フオンドの相対的超過支出に際して、おかされた超過支出の総額分だけ——しかし加算された

賞与の五〇%をこえない範囲で——へらされることと定めること。もしも企業が六ヶ月の期間内に賃金フオンドのこの超過支出を補填するならば、上記従業員に対し賃金の超過支出に関連して前期に支給されなかった賞与部分の五〇%が支給される。

同じ方式で賃金フオンドの超過支出の際における、企業の部工場 (цехи) および職場 (службы) の指導的従業員に対する賞与支給が行われる。その際賃金フオンドの超過支出は企業のそれぞれの部工場および職場についてのみ計算される。

企業は、計画遂行の百分比に応じて再計算された賃金フオンドによって所与の歴年のすでに経過した諸四半期に得られた節約を、同じ年度のそれに続く諸四半期において賃金および賞与の支払のために利用することができる。

企業全体として賃金フオンドの節約が存在する場合、企業長 (руководитель предприятия) は、自己の活動を改善したがしきまだ前期に容認した賃金フオンドの超過支出を補填していない部工場および職場の指導的従業員にも満額の賞与を支給する権利をもつ。

〔褒賞金支払〕

第三二条 活動の年間の一般の成果の改善に対する企業従業員への褒賞金支払(Вознаграждение)は、彼らの受取った賃金に応じまた当該企業における勤続年数(продолжительнось)を考慮し、物質的奨励ファンドの一部をもちいて行われる。企業指導者には、労働組合組織との合意によって従業員に対し彼らの活動成果に応じてこの奨励の支払を増減する権利が与えられている。

〔平均賃金の算出と賞与・褒賞金との関係〕

第三三条 物質的奨励ファンドから支払われる賞与および褒賞金は働き手(работавший)の平均賃金の算出の際に考慮に入れられる。

〔節約された資金の利用〕

第三四条 生産の労働所要量の低減化および新しい出来高基準(нормы выработки) および労務提供基準(нормы обслуживания)の習得に対する労働者の物質的関心をたかめる目的で、組織的技術的措置の定着にもとづく基準の再検討の際に、これに関連して得られた節約の資金の一部を三—六ヵ月にわたり労働者への追加的労働支払のために利用すること。

企業指導者に、この節約をもちいて、上記の組織的技術的措置の作成と定着に直接参加した生産職区(производственные участки)の職長(мастера) およびその他の技術・技術従業員にも賞与を支給することを許すこと。

〔兼職に対する追加支払〕

第三五条 対応するカテゴリーの労働者が不足し、「すでに在職する労働者に兼職をさせることにより」定められた労務提供基準によって規定されている定員よりも減員となった場合、企業長(руководитель предприятия)は、労働組合組織との合意によって、代替される労働者の賃金定率または賃金定額の三〇%以内を、「代替する」労働者に対して、その兼職のために、賃金ファンド(計画遂行のパーセント)に応じて再計算された)の節約をもちいて、追加支払する権利を与えること。

〔維持される賞与支給方式〕

第三六条 本決定によって規定された従業員への新しい賞与支給制度の導入に際し、「以下に掲げるものに対する」賞与支給方式を維持すること：
〔一〕 新技術の創造および定着に対し。

〔一〕 生産物の輸出向納入 (поставка на экспорт) に対し。
〔二〕 生産の屑からの消費対象 (предметы потребления) の産出に対し。

〔四〕 社会主義的競争の総括に関するすぐれた活動成果に対し。

同様に、賃金フォンドをこえて支払われる特別賞与 (специальные премии) を一定期間維持すること。

〔社会的⇨文化的措置および住宅建設フォンド〕

第三七条 社会的⇨文化的措置および住宅建設フォンドは、物質的奨励フォンドと同一の原則と条件にもとづき、利潤から形成される。

企業長 (директора предприятия) は、労働組合組織との合意により、物質的奨励フォンドと社会的⇨文化的措置および住宅建設フォンドとの間に、各フォンド総額の二〇%の限度内で資金の再配分を行う権利を与えること。

〔労働および賃金問題国家委員会への要望〕

第三八条 ソ連閣僚会議労働および賃金問題国家委員会に、ソ連財務省、ソ連国家計画委員会および全ソ労働組合中央評議会と共同で、また関係ソ連省・庁の参加をえて、〔以下に掲

ソ連の経済改革の基本法令

げるものを〕作成し、ソ連閣僚会議に提出することを委任する：

a 各工業部門ごとに、利潤からの物質的奨励フォンドおよび社会的⇨文化的措置および住宅建設フォンドへの控除の標準指標案。

これらの標準指標に企業グループごとに差等を付することは、諸労働組合中央委員会との合意によりソ連省・庁によって行われることと定めること。

標準指標の作成の際には、年次計画において見積られた企業の経済⇨財政活動指標の改善は、計画課題の超過遂行よりもより大規模に奨励されなければならないということから出発すること。

企業のもとに、〔当該〕部門の平均収益率と比較して収益水準が著しく急上昇することによって利潤が形成される場合、対応する利潤部分からの物質的奨励フォンドへの控除は低められた標準指標によって行われる。

b 物質的奨励フォンドならばに社会的⇨文化的措置および住宅建設フォンドの形成および支出手続に関する規程の案。

〔同前〕

第三九条 ソ連閣僚会議労働および賃金問題国家委員会に、対

応する省・庁の参加をえて、「以下に掲げることを」委任する：

a 本決定に一致して、従業員への賞与支給に関する工業部門ごとの模範規程を作成し承認すること。

b 工業における出来高基準の再検討の手続と期限についての提案を作成し、ソ連閣僚会議に提出すること。

第四章 工業の発展における信用の役割の向上

〔企業活動の改善の挺子としての信用の役割の向上〕

第四〇条 ソ連国立銀行の信用(Кредит)が企業の経済的財政的活動の改善をより積極的に促進するために、工業の発展および生産効率の刺激における信用の役割を高めることを必要と認めること。

ソ連国立銀行は、信用供与(Кредитование)および決済(Расчеты)に際し、企業および組織に対して彼らによる計画の基本的指標の遂行〔の度合〕に従って差異のある接近を行うこと——すなわち生産および生産物実現計画ならびに蓄積計画を遂行しつつあり、自己流動資産を維持している活動成績のよい企業および組織には特典を提供し、活動成績の悪い企業および組織に対して、必要な場合には、信用的影響の方策(Меры кредитного воздействия)をいせしむ。

〔資本投下と信用〕

第四一条 工業における資本投下(Капитальные вложения)は〔以下に掲げるものに対して以下のような方法で〕なされることと定めること：

〔一〕新しい企業の建設に対しては、現行手続に従い、中央集権的資本投下計画に沿って、国家予算、利潤および、財政計画によって定められた規模における、基本フォンドの完全復元に向けられる減価償却控除の一部、の資金を用いることによつて、但し、その建設費用が使用開始の時から五年以内に補填されうる企業については、ソ連建設銀行の信用およびこの目的のために財政計画によつて予定された自己工業資金をもちいることによつて。

〔二〕活動中の企業の再建および拡大に対しては、中央集権的資本投下計画に沿って、利潤および基本フォンドの完全復元に向けられる減価償却控除の、財政計画によつて予定された部分をもちいることによつて、また同様にソ連建設銀行の信用をもちいることによつて、国家予算の資金をもちいての企業の再建は、ソ連閣僚会議の許可を得ることによつてのみ行われる。

中央集権的資本投下計画による新企業の建設および活動中の企業の再建と拡大のために得られた信用の返済は、利潤お

よび基本フォンドの完全復元に向けられた原価償却控除の一部をもちいることよってなされる。

ソ連財務省は、中央集権的資本投下への信用供与のために必要な資金をソ連国家予算に予定し、この資金を、ソ連建設銀行に財源としてひき渡すこと。

〔新技術の定着等および国民的消費商品の生産の増大等に関する支出に与えられる信用〕

第四二条 新技術の定着、生産工程の機械化と改良、設備の更新、生産過程のオートメーション化、設備の近代化および生産組織の技術的完成と改善に関するその他の措置の実施に関する支出、また同様に国民的消費商品の生産の拡大と組織化およびその品質の改善に関する支出は、生産発展フォンドの資金が不足である場合に、銀行信用を用いてなされうることと定めること。この信用は最初の貸付金の供与の日から六年以内の期間において、この期間内に、信用を与えられる措置の実施からえられる利潤（節約）および国民的消費商品の実現からの取引税総額（*сумма налога с оборота*）の五〇%によつて支出が補填されるといふ条件で供与される。

新技術の定着に関する支出および生産の技術的完成に関するその他の措置に対して与えられた信用は、生産発展フォンド

ソ連の経済改革の基本法令

ドの資金によつて返済される。

国民的消費商品の生産の増大に関する支出に対して与えられた信用は生産発展フォンドの資金によつて返済されるが、この資金が不足である場合には、利潤（節約）および上記商品の実現から得られた取引税総額の五〇%によつて返済される。

〔流動資産のより効果的な利用等を目的とする信用供与〕

第四三条 流動資産のより効果的な利用、企業の決済の改善ならびに生産物実現（計画）および利潤計画の遂行に対するループリによる銀行統制の強化を目的として、非季節的工業部門の企業への信用供与は、国立銀行により、企業の自己流動資産と銀行信用との持分的参加（*долевое участие*）を条件として、主として物材的有価物（の回転）および賃金に対する支出の回転に関して行われることと定めること。

自己流動資産を補う金額の範囲内における物材的有価物（の回転）および支出の回転に関する信用の利用に対する利子は企業から徴集されない。

〔企業、建設場および請負組織に対する信用供与〕

第四四条 ソ連国立銀行およびソ連建設銀行に、企業、建設場

三八三

(спроки) および請負組織に対し、これらのものに一時的な財政上の困難が発生した場合、納入された物材、設備および提供された労務 (оказанные услуги) について納入者と決済するために短期 (三〇日以内) 信用を提供することを許すこと。「この場合、企業等は」物材の有価物に対する支払のために定められた順序でこれを返済しなければならない。上記信用の供与は三〇日以内の長さの貸付金に関して、期限のすぎた債務が存在する場合にも中止されることがありうるものと定めること。

ソ連建設銀行は、建設融資規則に従って、建設場、企業および施設 (учреждения) に対し、設備の支払 (оплата оборудования) のために信用を提供すること。

〔新製品の産出を促進するための信用提供〕

第四五条 高められた品質の、新しい生産物および製品の産出への移行のために最も好適な財政的条件をつくり出す目的で、ソ連国立銀行に、企業に対して「以下に掲げるものについて」信用を提供することを許すこと：

〔一〕 改善された品質の生産物および製品の産出への移行と関連して形成される、原料、材料、半製品、未完成生産物の標準指標をこえる在庫 (запасы)、並びに将来の時期の支出

(所与の歴年において作りあげられる生産物の原価に含まれるところの) について、——「但し」期間は一年以内。

〔二〕 新生産物の産出、製品の品質、信頼性および耐久性の向上に関する措置の実施について、——「但し」期間は一年以内、しかも上記生産物から得られる利潤によってこの期間内における貸付金の補填および返済をなすことを条件として。

〔需要のない製品の實現方法〕

第四六条 消費者において需要を見出さない製品のそれ以上の産出を中止した企業に、委託原理による實現 (реализация на комиссионных началах) のためにこれらの製品の蓄積された残部を商業および補給 || 販売組織にひき渡し、また上記価値物の委託販売のためのひきとり (прям на комиссию) が商業および補給 || 販売組織によって拒絶された場合には、それら「の価値物」を国家のおよび協同組合的企業および組織に対して實現することを許すこと。

〔企業責任を高めるための高率利子、過料等の導入〕

第四七条 流動資産の正しい利用および信用の適時の返却に対する企業の責任を高める目的で、「以下に掲げる」個々の種

類の信用の利用に対して流動フォンドの使用料 (плата за оборотные фонды) よりも高率の利子を定めること。自己流動資産の不足分の一時的補充のため、例外手続によりソ連国立銀行により信用を与えられた基準超過的な商品的、物材的価値物の在庫に対し、また同様に、期限をすぎた貸付金に対し。

商品的、物材的価値物および労務提供に対する決算書類の適時でない支払に対して購売者から取立てられる過料 (пеня) の額を高めること。

決算書類の支払の遅延に対して支払われた過料および支払請求の受領 (актент платежей преобаний) の根拠のない拒絶に対する罰金 (штрафы) は企業および組織の経済活動の成果に直接に関連させること。

〔個々の企業の総合的な要求に対する信用供与〕

第四八条 ソ連国立銀行に、ソ連財務省の同意によって、試みとして、一九六六—一九六七年の間、個々の企業に、生産および生産物実現計画の遂行のために必要な借入資金に対するすべての総合的な必要 (вся совокупная потребность) に対して信用を供与することを許すこと。

ソ連の経済改革の基本法令

〔貸金用資金の企業への供与〕

第四九条 ソ連国立銀行は、生産物生産計画の遂行に必要な範囲で、貸金支払のための資金を企業に与えること。貸金用資金の供与の際の生産量がそれによって確立されるころの指標は、工業部門ごとにソ連省・庁によりソ連国立銀行の同意をえて決定される。

生産物生産計画の超過遂行に際し、貸金用資金はソ連国立銀行により、超過遂行の各パーセントごとに対応する標準指標を適用することによって与えられる。生産計画の不完遂に際して、貸金用資金の供与は同一の標準指標の適用によって行われる。

〔貸金フォンドに対する統制〕

第五〇条 ソ連国立銀行は、四半期ごとに貸金フォンドの支出に対する監査 (контроль) を実施するものと定めること。

計画の遂行に必要な範囲で支払われるべきである〔貸金の〕総額に対して、四半期における貸金フォンド全体の企業による超過支出があった場合、企業はおかされた超過支出を一定の四半期の間に貸金フォンドについて節約を行うことにより補填しなければならない。

〔ソ連国立銀行への委任〕

第五一条 三ヵ月内に、信用供与および決算の手續に、本決定に伴う変更をもたらすことについての提案を、ソ連閣僚会議に提出することをソ連国立銀行に委任すること。

第五章 工業生産物卸売価格の完成について

〔現段階における卸売価格決定の基礎〕

第五二条 社会主義経済の発展における価格の役割の強化と社会的生産効率の向上とを目的として、ソ連国家計画委員会付属価格国家委員会に、「以下に掲げる」必要性から出発して、一九六六年一月一日までに、工業生産物の新しい卸売価格の準備に関する基本的方向と作業の組織化とに関する提案を作成し、ソ連閣僚会議に提出することを義務づけること：

- a 価格を社会的に必要な労働支出の水準 (уровень общественно необходимых затрат труда) に引きだけ接近させること。「その際」正常に活動しているすべての企業に対し、生産費用 (издержки производства) の補填と、これらの企業に最低限、生産ファンド使用料および本決定によって設立される諸企業ファンドの創設を保障する額における利潤の入手とを考慮すること。
- b 工業諸部門の相互に交換される生産物に対する価格の、

技術的進歩への刺激と生産の個々の諸部門の発展における最適な均衡とを保障する、正しい相互関係を確立すること。

上記の提案には、古くなった基準および技術条件の再検討、企業における標準的基礎 (Нормативная база) の整理、また同様に価格決定のための現代的計算技術の広汎な利用に関する方策を規定すること。

新価格は、一九六七—一九六八年に発効させること。

ソ連国家計画委員会、ソ連財務省およびソ連国家計画委員会付属価格国家委員会に、経済的刺激的の新しい条件への移行が上記の期限よりも早く行われる工業諸部門の生産物に対する現行価格に必要な訂正を加えることを委任すること。それは、これらの諸部門の生産物の価格において収益性の根拠のない相違を除去するためである。

〔卸売価格改善のための緊急な諸方策〕

第五三条 現行卸売価格の改善のための緊急を要する方策として「以下に掲げる事項を」必要と認めること：

- a 生産物の品質、信頼性および耐久性への要求の高度化を規定する新しい基準 (стандарты) と技術条件を導入すると同時に、補足的支出 (Дополнительные затраты) と消費者に対する経済的効果とを考慮しつつこの生産物に対する卸

売価格を再検討しなければならぬところの手續を確立すること。基準および技術条件によって規定された指標よりも、生産物の操作および消費的特性が改善されている場合には、生産物の個々の種類に対する価格表に価格への割増分(Надбавки)を含めること。

ソ連省・庁および連邦共和国閣僚會議に、生産物の品質、信頼性および耐久性の客観的指標を作成し、ソ連基準・度量衡器國家委員會と共同で、これが規定されていなかった現行の基準および技術的条件に「これを」含めることを義務づけること。まず第一に、機械建設製品(Изделия машиностроения)に関する現行の基準および技術的条件に前記の補足を行うこと。

一回的注文の遂行に際し、納入される製品の個々の技術的||經濟的指標が現行の基準および技術条件よりも改善されなければならぬと指示する、注文者の特別の要求に関して、注文者の上記の要求の遂行に対する追加支払(Доплата)が價格表に規定されていない場合、注文者との協定により、卸売價格に臨時の追加支払を定める権利を製造者企業に与えること。

b 新しい生産物の、古い生産物に比してよりよい技術的||經濟的指標によって、消費者に經濟的利益が、そして製造者

ソ連の經濟改革の基本法令

には補足的支出の補填と、通例として、以前に産出されていた生産物の収益性と比較してより高い収益性が保障されるような水準において新生産物に対する卸売價格を定めること。

ソ連國家計画委員會付属價格國家委員會に、ソ連省・庁および連邦共和国閣僚會議の申出(представление)により、新しい種類の生産物に対する卸売價格の決定手續を定めることを義務づけること。

c 同一部門の範囲内における種々の企業の収益性を平均化するために、予算への固定的納付金(Фиксированные платежи в бюджет)の利用、必要な場合における現行價格表への改訂、グループ的決濟價格(Групповые расчётные цены)の適用という方法により、補足的な手段を採用すること。

d 取引税の課せられる生産物に関して、商業的割引を差引いた小売價格と企業の卸売價格との差額というかたちにおける、取引税を除外した企業の卸売價格表を確定する実践を拡大すること。

價格における差額というかたちでの取引税が徴収されない生産物に関しては、價格を定めると同時に、取引税率の導入手續を定めること。その際、一五%以下ではなく、しかも、

企業当り平均収益率以下ではない収益率が保障されなければならない。

e 古くなった卸売価格が生産にブレーキをかけ、新しい先進的技術の国民経済への定着を妨げ、また同様に生産物の販売に困難をつくり出す場合に、個々のグループの製品に対する古くなった卸売価格に適時の再検討を加えること。

〔卸売価格当座調整特別フォンドならびに需要のない生産物の価格割引による実現手続〕

第五四条 価格形成国家諸機関の決議に応じて、所与の生産物の製造者企業と消費者企業との間に再決算を行うことなしに卸売価格の改訂を行うための卸売価格当座調整特別フォンド (специальный фонд текущего регулирования оптовых цен) をソ連国家計画委員会付属価格国家委員会の管理にまかせることを必要とみなすこと。

企業によって生産され、需要を見出さない生産物を、必要な場合に、価格表に定めてあるものよりも安い卸売価格で実現することを企業に対して許すこと。但し「その場合」損失はそれらの企業の活動結果に関連させるが、計画によって予定された予算への支払額はへらしてはならない。

ソ連閣僚会議資料 II 技術補給国家委員会に、ソ連国家計画

委員会付属価格国家委員会との合意により、このような生産物の実現手続に関する指示を作成することを義務づけること。

〔臨時価格の適用制限と限界的グループ価格等の奨励〕

第五五条 新規に習得される生産物に対する臨時価格の適用を制限し、その価格が当事者の協定により定められる生産物に關し限界的グループ価格 (лимитные групповые цены) また同様に計算標準指標 (нормативы калькулирования) を定める実践を拡大すること。

〔価格遵守等に関する企業長の責任、統計情報の整備〕

第五六条 定められた価格および現行価格形成手続の遵守に対する企業および経済組織の指導者の責任を高めること。卸売価格の釣上げの事実が明かになった場合には、得られた割増的な売上高の全額を国家予算の収入として没収すること。

ソ連中央統計局に、ソ連国家計画委員会付属価格国家委員会との合意によって、価格決定の正しさと個々の製品の生産の事実上の収益性水準とに対する体系的な統制を実施することを許す、価格問題に関する適時の統計情報を保障することを義務づけること。

〔付則〕

〔諸措置の漸次的な実施〕

第五七条 本決定によって規定された措置の実現は綿密な準備を要することに關連して、これらの措置を漸次的に実施することを必要とみなすこと。

一九六六年にはこれらの措置を個々の工業部門において実施すること。一九六七—一九六八年に、新しい工業生産の計画化と刺激の制度へ企業を完全かつ全国的に移行させること。

ソ連国家計画委員会、ソ連財務省、ソ連国立銀行、ソ連建設銀行、ソ連關係會議労働および賃金問題国家委員会、ソ連国家計画委員会付属価格委員会およびソ連中央統計局に三ヵ月の期限内に組織的措置計画の然るべき案をソ連關係會議の審議のために提出することを委任する。

ソ連国家計画委員会、ソ連省・庁は本決定と完全に一致した工業生産の計画化の完成と経済的刺激的強化の諸問題に關する諸規定および諸訓令の作成を保障すること。

〔経営家要員の養成〕

第五八条 本決定によって規定された措置の実現は計画化組

ソ連の経済改革の基本法令

織、経済組織および企業における経済活動(экономическая работа)の根本的改善を要求する。この目的のために、経営家要員(кадры экономистов)の養成ならびに教育施設における技師の経済的教育がまじめに改善されなければならない。

ソ連高等・中等専門教育省に〔以下のことを〕委任する…
a 対応する高等・中等専門教育施設の教育計画および教育要綱を再検討すること。その際これらの専門教育施設が生産の経済、労働の科学的組織化および社会主義的企業管理の深い知識をそなえた、国民経済のための経済的および技術的要員を育てなければならないことに留意すること。

b 諸省・庁と共同で、企業、合同(объединения)およびその他の経済組織の指導的要員および技師的技術的要員の再教育を組織すること。それは、これらの要員が工業経済をよく知り企業活動を正しく分析することができるようになるためである。

〔結語〕

ソ連共産党中央委員会およびソ連關係會議は、意図された措置の実現が最重要な国民経済的課題であることに、あらゆる

る党、経済、ソビエト、労組およびコムソモール組織の注意をふりむける。

工業生産の計画化の完成と経済的刺激的強化は社会主義経済制度の利点をより完全に利用することを許し、共産主義の物質的・技術的基盤の創造に関する課題の成功的解決、国民所得の成長速度の急速化および国民の生活水準の不断的向上を促進するであろう。これらの措置は、個人の物質的関心と共産主義社会の積極的建設者の高い意識との結合にもとづいたレーニンのな社会主義的経済運営原則の一層の発展である。

経済運営の経済的方法の定着は、生産管理の一層の民主化、生産管理における労働者、技師・技術従業員および職員の役割および創造的積極性のあらゆる手段による向上と分ちがたく結びついている。

党、経済、ソビエト、労組およびコムソモール組織は、工業生産の計画化の完成と経済的刺激的強化に関する措置の実施を注意の中心に置き、自己の労働の結果および集団全体の活動に対する高度の義務と責任を意識するという精神における企業従業員の教育に関する仕事を強化し、技術的進歩の急速化、生産物の品質および生産効率の向上のために手持ちの予備 (имеющиеся резервы) の利用における労働者、技師

・技術従業員および職員の広汎な大衆の積極的参加を保障しなければならない。

訳語について (訳者) 本号に第二回目として記載した分 (第三章以下) には原則として前回の分 (第二章まで) と訳語の上で相違はないが、いくつかの点についてはあらためた。理由は、原テキストの表現および内容に少しでも接近し、また訳語間の体系を確立するためである。重要なものは次表の通り。

	今 回	前 回
основные фонды	基本ファンド	固定ファンド
оборотные средства	流動資産	流動資金
премирование	賞与支給	報 賞
вознаграждение	褒 賞 金 (又は褒賞金支払)	賞 与